

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 29 日

市内保育施設利用者 各位

羽村市子ども家庭部
子育て支援課長 吉岡 泰孝

6 月中の保育施設の利用について

日頃より市の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

去る 5 月 25 日、政府は、1 都 3 県と北海道で継続していた新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を全面解除しました。

これにより今後は、段階的に社会経済活動を再開していくこととされていますが、都内の感染者の状況を見ると、減少しているとは言え依然として日々発生しており、集団感染の発生リスクの高い保育施設において子どもたちの安全を確保していくためには、行政、園、保護者の皆さま一人ひとりが高い意識を持ち感染予防対策を継続していく必要があります。

つきましては、6 月中の保育施設の利用について別紙のとおりお知らせしますので、内容をご確認の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等がございましたら下記担当までお問い合わせください。

【問合せ】

子育て支援課保育・幼稚園係

電話 042-555-1111 内線 240・233・231

6 月中の保育施設の利用について

令和 2 年 5 月 29 日

1 登園自粛要請について

登園自粛要請は 5 月末をもって解除しますが、6 月末までの間、自宅での保育が可能な場合は、できるだけ登園を控えていただきますようお願いいたします。自宅保育にご協力いただいた場合は、自宅保育の日数に応じて、保育料、副食費を返還します（自治体により対応が異なる場合がありますので、市外の方はお住まいの市町村にご確認ください。）。

2 保育施設利用にあたってのお願い

6 月末までの間は、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします（このほかにも園ごとに独自のルールがある場合がありますので各園にご確認ください。）。

保育施設では、子どもたちの安全に十分配慮して運営していますが、集団感染が発生するリスクを完全に防ぐことはできません。集団で園生活を送るということは、ご自身のお子さんが感染するリスクがあると同時に、他のお子さんを感染させてしまうリスクもありますので、お互いにルールを守ってご利用いただきますようお願いいたします。

- (1) 仕事が休みの場合など自宅で保育可能な場合は登園を控えてください。
- (2) 保育（特に延長保育）の利用にあたっては、必要な時間以上利用することのないようご協力ください（送迎時間のルールなど詳細は各園にご確認ください。）。
- (3) お子さんをご家族の方の朝夕の検温、体調チェックは必ず行ってください（お子さんの体温が 37.5℃以上ある場合はお預かりできません。）。
- (4) お子さんの体調が良好でも同居のご家族に発熱や咳などの症状がある場合は登園を控えてください。発熱や咳などの症状が治まり 24 時間が経過したら登園可能とします。
また、症状が 4 日以上続く場合など、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが考えられる場合は、新型コロナウイルス相談窓口（※）へ連絡し助言を受けてください。

※新型コロナウイルス相談窓口

【平日 午前 9 時～午後 5 時】西多摩保健所相談センター（0428-22-6141）

【土日・夜間】帰国者・接触者電話相談センター（03-5320-4592）